

○大府市がんばる農業者応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の次世代を担う農業者の育成・確保を推進し、本市農業の振興を図るため、新規就農者又は青年農業者が行う農業用機械購入及び農業用施設の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する大府市がんばる農業者応援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業経営を開始して5年以内の者又は65歳未満の者(法人の場合は、代表者が65歳未満の者)であること。
- (2) 次世代を担う農業者となることに強い意欲を有する市内在住又は市内で営農する農業者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)
 - イ 認定農業者(法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)
 - ウ 親元就農(親族が経営する農業経営改善計画の認定を受けた農業経営体に就農することをいう。)をする者のうち家族経営協定により自らの責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)が明確になっている者
 - エ 農業経営を開始して5年以内の者で生産物や生産資材等を自らの名義で出荷及び取引をし、年間の総販売額が概ね15万円以上である者
- (4) 補助金の交付を受けた日から5年以上農業に従事する意思があること。
- (5) 大府市税を滞納していないこと。
- (6) 同一事業において、国又は県の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき事業に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第4条 別表に規定する補助金の種類の間における補助対象経費については、相互に流用してはならない。

(交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市がんばる農業者応援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付の申請をした者に対して補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(決定内容の変更)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、大府市がんばる農業者応援事業補助金交付決定内容変更申請書(第2号様式)に理由を付して市長に提出しなければならない。

(決定内容の変更承認)

第7条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、補助事業者に対して補助金等交付変更決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(状況報告及び立入検査等)

第9条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、大府市がんばる農業者応援事業補助金実績報告書(第3号様式)を市長に報告しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行ったときは、その旨を補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第1項第2号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助事業者は、前項の規定による申請をしようとするときには、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、補助事業者が補助金交付後5年以内に農業経営を中止したときは、補助金を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具

2 市長は、補助事業者が処分制限期間中において、取得した財産等を市長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第4号様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(証拠書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助事業	補助対象経費	補助金額
スマート農業用機械の購入	スマート農業（農業用ドローン、水位センサー、トラクターへの後付けセンサーなど）に関する機械購入費	補助対象経費の30%以内（上限額100万円）
農業用機械の購入	農業用機械の購入費	補助対象経費の10%以内（上限額50万円）
農業用施設の整備 （市内に限る。）	農業用施設（ハウス・倉庫・資材）の購入費（修繕のためのものを含む。）	補助対象経費の30%以内（補助対象事業費10万円以上、上限額100万円） ※農業協同組合、信用金庫等の補助を受ける場合は、補助対象額の10%以内とする。

※中古の農業機械は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限る。

※中古の農業施設は、当該施設を事業の用に供した時以後の法定耐用年数が5年以上であるものに限る。

※中古品の価格についての妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格がわかるインターネット上の情報等）を提出しなければならない。

※この表において、「スマート農業用機械」とは、農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている機械等及びこれらと同等の性能を有する機械等をいう（パソコン、スマートフォン、データ分析アプリ等の汎用性の高いものを除く。）。

※この表において、「スマート農業」とは、ロボット技術、情報通信技術等を活用して、省力化、精密化又は高品質生産の実現を目指す新たな農業をいう。